

自治基本条例の構成

前文		
第1章 総則	第1条（目的） 第2条（最高規範） 第3条（定義）	条例の目的、最高規範性（他の条例等は自治基本条例を尊重する）、用語の定義などを定めています。
第2章 基本原則	第4条（参画と協働によるまちづくり） 第5条（情報の共有） 第6条（情報の管理） 第7条（個人情報の保護） 第8条（説明責任）	まちづくりの基本となる「参画と協働によるまちづくり」を進めるため、町民、議会、行政がお互いの立場を尊重しながら協力し合い、まちづくりに取り組んで行くことを定めています。
第3章 町民の権利及び責務	第9条（町民の権利） 第10条（町民の責務） 第11条（子どもたちがまちづくりに参画する権利と責任） 第12条（事業者等の権利及び責務）	町民はまちづくりの主体であり、権利を有するとともに責務を負うこと、将来を担う子どもたちのまちづくりに参画する権利を有するとともに自覚を持つ必要性、事業者等の権利と責務について定めています。
第4章 コミュニティ	第13条（コミュニティ活動の推進及び支援） 第14条（交流及び連携）	町内会・自治会、ボランティアグループなどのコミュニティの重要性と町内外との交流及び連携について定めています。
第5章 議会及び町長等の責務	第15条（議会の責務） 第16条（議員の責務） 第17条（町長の責務） 第18条（職員の責務） 情報の管理	議会及び議員の責務（「大磯町議会基本条例」平成21年7月29日大磯町条例第14号）、町長及び職員の責務を定めています。
第6章 行政の運営	第19条（町政運営の基本） 第20条（会議の公開） 第21条（財政運営の基本） 第22条（まちづくりの基本） 第23条（付属機関への参加） 第24条（意見等に対する手続き） 第25条（意見、要望及び苦情への対応） 第26条（行政評価） 第27条（危機管理）	「参画と協働によるまちづくり」を進める上で必要な町政運営の基本、会議の公開、健全な財政運営の執行及び公開、まちづくりの目標について定めています。 また、町民が町政に参画できるよう、委員の公募、意見に対する手続き、意見や苦情などに対する対応、行政評価の実施と公表、危機管理の必要性などを定めています。
第7章 住民投票及び条例の改正	第28条（住民投票） 第29条（条例の見直し及び検討討手続き）	必要に応じて住民投票ができること及び条例の見直しにあつたっては町民委員会を設置し町民の意見を聞き、反映することについて定めています。

自治基本条例制定にあたって

まずは、無事に条例が制定、施行する運びになりましたことお慶び申し上げます。今この挨拶文を書きながら想い返されるのは、策定委員会にご参考くださいました町民の方々の、真剣に、そして熱く町の将来について語る情景です。委員長というのは名ばかり。実のところはみなさんのご要望をどう条文にまとめるか、裏方でした。この現場では住民自治は確実に存在していたように思います。できたばかりの条例、これからは育てていかなければなりません。それも住民自治によって。私も微力ながらそのお手伝いが今後もできればと思っています。



平成23年9月1日

仮称) 大磯町自治基本条例策定委員会委員長
神奈川大学法学部准教授 諸坂 佐利 氏

条例のポイント

- ・町民には知る権利、参画する権利があります。
- ・情報の共有を推進します。
- ・行政及び議会は、町民参加に努めなければなりません。
- ・町政の重要課題は、町民の意見を確認します。

大磯町自治基本条例の本文及び逐条解説は、町ホームページでご覧になれます。

<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/>

編集・発行 大磯町市民課 2011.9

大磯町東小磯 183 61-4100

平成23年9月1日施行

大磯町自治基本条例 制定記念号



▼照ヶ崎海岸から見たこゆるぎの浜



▲緑豊かな鷹取山周辺

自治基本条例は、町民が主役のまちづくりを進める上で基本となるルールで、自治体の憲法とも言われています。大磯町自治基本条例は、平成21年5月から検討を始め、町民や学識経験者などで構成する（仮称）大磯町自治基本条例策定委員会において協議を重ね、パブリックコメントや講演会などを行い、議会の意見を反映して平成23年9月1日に施行しました。

自治基本条例とは・・・

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例で、「自治体の憲法」とも言われるものです。自治基本条例では、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのように決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めています。

町民とは・・・

町内に住み、働き、学び、活動する者及び町内で事業を営む者をいいます。具体的には、
○町内に住所を有する人 ○町内に居住する人
○町内で就業する人 ○町内で就学する人
○町内に事務所を有する法人・その他の団体
○町内で活動する人 をいいます。

町民が自ら認識し、経営する町の実現を目指して

本条例では、他の人が自分と違う考え方を持っていることを認識する「公共の心」を育み、自ら人の考えを尊重し、また、人に尊重されるように努力することの大切さを訴えています。

参画と協働によるまちづくりを進めるため、町民、町議会、行政が一体となり、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合いまちづくりに取り組む必要があります。

まちづくりの主体は町民であり、地域住民、将来を担う子どもたち、事業者が、それぞれの役割に応じた権利と責任を担い、行政だけで解決できない課題を解決していくことが求められています。

本条例の趣旨に基づき、皆さんと一緒により良いまちづくりを進めていきたいと考えています。

平成23年9月1日



大磯町長 中嶋 久雄

大磯町自治基本条例による町民を中心としたまちづくり

自治基本条例 Q&A



町民の権利と責務

- ・町内に住み、働き、学び、活動する者及び町内で事業を営む者をいいます。(第3条)
- ・まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利とともに、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。(第9条、第10条)
- ・町内会、NPOなどへの参加と協力に努めます。(第13条)

- 町政への参画
- 自らの発言と行動の責任
- 子どものまちづくりへの参画
- 事業者のまちづくりへの参画

- 議会の傍聴
- 意見や要望の把握、集約

- 開かれた議会運営
- 町民の負託を受けた者であるとの自覚を持った活動

参画と協働によるまちづくり



議会・議員の責務

- ・議会は、町民を代表する議事機関として、町の執行機関を監視します。
- ・必要な政策立案や政策提言を行い、まちづくりを推進します。
- ・議会活動に関する情報を町民にわかりやすく提供します。(第15条)
- ・議員は、町民の負託を受けた者であるとの自覚を持って行動します。(第16条)

- 町、執行機関の監視
- 必要な政策の立案や提言
- 議案の議決

- 条例、予算、決算などの議案の提出



Q 参画と協働とはどういうことですか？

A 地域主権社会を実現するためには、「自分たちのまちのことは、自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていく」という考えが必要です。「参画」とは、町民がまちづくりの過程に主体的に関わるとともに、「協働」として、町民・議会・町などが、より良いまちづくりのため、役割を分担しながらお互いに足りないところを補い協力し合わなければなりません。

Q 子どもがまちづくりに参画する権利と責任はどのようなものですか？

A 地域社会の担い手となる子どもの人格を尊重し、年齢に応じたまちづくりに参画する権利を認めています。一方で、子どもたちは、地域社会の一員として郷土を愛し、将来のまちづくりに関する重要な担い手として、権利意識と責任ある社会人となるための自覚が求められています。

自治基本条例とはどんなものですか？

A 大磯町の自治のあり方を定める条例です。まちづくりの基本的な考え方や、町民の皆さんと町とがお互いに協力していくために必要なルールなど、具体的な仕組みを明らかにしています。この条例が、町政を進めていくうえで町民参加のあり方や、協働のあり方など、今後のまちづくりにおける規範となります。

Q なぜ自治基本条例が必要なのですか？

A 地方分権の推進により、国と地方は対等・協力の関係へと変わり、地方自治体の権限は拡大しました。一方で、自己決定・自己責任の重さも増え、地域の実情に合った自治体運営が求められています。大磯町においても、どのような考え方で、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにし、そのためのルールをきちんとした形（条例）で定めるために条例を制定しました。

Q どんな特徴があるのですか？

A 大磯町自治基本条例では、特に重要な自治の基本原則を、地域主権による「参画と協働によるまちづくり」の推進としています。そのため、町民の「参画」、町民・議会・町による「協働」、そして参画と協働の前提となる「情報の共有」や「説明責任」などを規定しています。また、町民は、町政の運営に伴う負担を分担するとともに、それぞれがお互いを尊重する「公共の心」を育むよう、努力することが求められています。

Q この条例ができると何が変わりますか？

A まちづくりの主体である「町民」、「議会」、「行政」の役割を明確にし、町政に関する情報の共有や参加と協働のルールについて具体的に定めることで、町民の皆さんのが声を一層、町政に反映させることができます。

Q 町民が町政に参画するにはどのようにしたら良いのですか？

A 町民が町政に参画するという自治の基本原則に基づき、町民の皆さんのが町の計画などの策定に際し、パブリックコメントや様々な機会を通じて、意見を出し、提案することで、積極的に町政に参画できることになります。また、公募委員として町の執行機関に置く附属機関や委員会などへ参加することもできます。具体的に、どのような方法やルールに基づいて行うかについては、この条例を受けて、今後、仕組みづくりを進めていきます。

Q この条例にある住民投票とはどのような制度ですか？

A 町政に関する重要事項について、住民の意思を直接確認する制度です。市町村合併など、住民の生活に著しく影響を及ぼすような事案について、実施することができると定めており、町では個別の事案ごとに、投票資格者や成立要件について条例を定めたうえで、住民投票を実施する「非常設型」の制度としています。